

社会福祉法人 真宗協会
地域密着型介護老人福祉施設 光輪
運 営 規 程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人真宗協会が設置する指定地域密着型介護老人福祉施設 光輪（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|---|
| 一 名称 | 地域密着型介護老人福祉施設 光輪
(特別養護老人ホーム帯広至心寮サテライト施設) |
| 二 所在地 | 帯広市西5条南30丁目10番地 |

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- | | |
|---------|---|
| 一 管理者 | 1人（常勤）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 |
| 二 医師 | 1人（非常勤）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。 |
| 三 生活相談員 | 2人以上（常勤）
入居者及び家族の介護保険サービス利用に関する相談、施設利用計画、入居者の生活プログ |

ラムの調整、及び介護職員の指導等を行います。

- 四 介護職員 15人以上（職員数は、非常勤職員を含む常勤換算数によるものであり、職員の異動等により、増減する場合があります。）

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 五 看護職員 1人以上（常勤）

入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。他本体特養看護職との兼務連携を図ります。

- 六 栄養士 1人（常勤）

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。本体特養との兼務となります。

- 七 機能訓練指導員 1人（常勤）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。本体特養との看護職が兼務となります。

- 八 介護支援専門員 2人以上（常勤）

地域密着型施設サービス計画の作成等を行います。本体特養との兼務となります。

第3章 利用定員

第5条（入居者の定員）

施設に入居できる入居者の定員は29人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできません。

- 一 ユニット型個室 29室（29名）

(1) 1階 1ユニット11名 × 1ユニット = 11名

(2) 2階 1ユニット09名 × 2ユニット = 18名

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

施設は、入居者の居室に、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えています。

第7条（共同生活室）

- 一 各フロアにおいて必要な広さを有するものとし、その面積は、二平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上とします。
- 二 必要な備品類を備えています。

第8条（浴室）

施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

第9条（洗面所及び便所）

施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

第10条（看護職員室）

帯広至心寮のサテライト型居住施設として、入居者の健康管理、管理医の診療に必要な医薬品及び医療機器を備えます。

第5章 契約及び運営

第11条（身体拘束の取り扱い）

施設は、入居者の人権擁護、QOL（生活の質）の向上の観点から入居者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を禁止します。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

2 緊急やむを得ない場合の取り扱いを下記のとおりとします。

身体拘束を行なう場合の手続き

- 一 緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を満たす状況である場合にのみ身体拘束を行うこととします。この場合においても、施設長（委員長）の召集による「身体拘束廃止検討委員会」により協議を行い決定します。
- 二 身体拘束を実施する場合は、身元保証人に対し説明を行ない、書面において同意を得ます。
- 三 必要最小限の方法、及び期間の実施とします。
- 四 身体拘束の実施に関する記録を作成します。
- 五 身体拘束の廃止に向け、定期的に協議、検討を行ないます。

第12条【虐待防止の為の措置に関する事項】

1 施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 帯広至心寮では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は委員長とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第13条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第14条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第15条（入退居）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6章 サービスの提供

第16条（地域密着型施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとし、

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、

同意を得ます。

- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握します。

第17条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第18条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規程するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

第19条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8：00 ～
昼食 12：00 ～
夕食 18：00 ～

第20条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第21条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第22条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第23条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

- 2 施設は、褥瘡防止について、施設内に設置する褥瘡対策委員会を中心に協議・検討・実施・評価を行ない、入居者の生命及び人権を尊重し生活の質の向上を図り、褥瘡をつくらぬ看護、介護を目指すものとする。又、褥瘡予防の正しい知識とスキル、発生時の治療やケアの対策を統一的行なうこととする。
- 3 施設は、各種感染症対策について、施設内に設置する感染症対策委員会を中心に協議・検討・実施・評価を行い、行政機関、及び主治医等の医療機関の指示、指導の下、迅速・適切な対処を行なうものとする。

第24条（入居者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第25条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生

じないようにします。

- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（別表1）
 - 二 居住に要する費用（別表1）
 - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別の食事の提供に要する費用
 - 五 理美容代（1回あたり 実費負担）
 - 六 貴重品管理費（1ヶ月 2,000円）
 - 七 その他、特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

第26条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第27条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第28条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則10時～17時までとします。

第29条（喫煙）

喫煙については、事業所内を原則禁煙とします。

第30条（飲酒）

飲酒は身体に影響のない方に限り、許容量を施設内所定の場所及び時間とし、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第31条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂きます。

第32条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

第33条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第34条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第35条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第36条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第37条（衛生管理）

従業員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに

に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年 2 回以上定期的に実施します。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

第38条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第39条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

第40条（緊急時の対応）

従事者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第41条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します
- 5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び

従業者に対する研修を定期的に行います

6 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置します

第42条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第43条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章 その他

第44条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努め、入居者、家族、市町村職員または、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表により運営推進会議を設置し、2ヶ月に一回、活動状況の報告と要望、助言、評価をいただく機会を設けるものとします。

第45条（勤務体制等）

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第46条（記録の整備）

施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から一定期間保存するものとします。（一定期間とは、介護保険法に基づく運営基準及び法人庶務規定に基づく期間とする。）

第47条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。
- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第48条（掲示）

施設内の事務所近くに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項内容のファイルの設置及びホームページ又は、介護サービス情報公表システムに掲載します。

第49条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第50条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

第51条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設長（管理者）との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成23年 3月12日から施行します。

平成24年 4月 1日一部改正、同日施行します。

平成24年 8月 1日一部改正、同日施行します。

平成28年 4月 1日一部改正、同日施行します。

令和 1年10月 1日一部改正、同日施行します。

令和 2年 4月 1日一部改正、同日施行します。

令和 3年 4月 1日一部改正、同日施行します。

令和 3年 8月 1日一部改正、同日施行します。

令和 6年 4月 1日一部改正、同日施行します。

令和 6年 8月 1日一部改正、同日施行します。

食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額（1日あたり）

地域密着型介護老人福祉施設

○ 基準費用額 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	2, 0 6 6	1, 6 5 0

○ 負担限度額

『利用者負担第1段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	8 8 0	3 0 0

『利用者負担第2段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	8 8 0	3 9 0

『利用者負担第3段階①』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1, 3 7 0	6 5 0

『利用者負担第3段階②』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1, 3 7 0	1, 3 6 0

※ 食費・居住費において負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定書」に記載している負担限度額の料金とします。

○ 家族室宿泊費に要する費用

	室料	寝具料
宿泊費内容	1日につき 8 0 0	1回の宿泊につき、1名1 0 0円